

資料

令和2年9月17日開催

第6回美瑛町議会定例会資料

○条例の一部改正

議案第 1 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について ----- 1～ 5

○規約の変更

議案第 1 0 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について ----- 6～ 7

議案第 1 1 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について ----- 8

議案第 1 2 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更につ
いて ----- 9

美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して、特殊勤務手当（防疫等作業手当）を支給する旨規定されたことから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

職員が、新型コロナウイルス感染症から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務に従事したときは、1日につき4,000円を上限に特殊勤務手当（防疫等業務手当）を支給する旨、規定するとともに、その他条文の整備を行う。

3 手当の内容（別途、規則に規定）

業務の内容	手当の額（従事した日1日につき）
新型コロナウイルス感染症の患者又は新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項に規定する届出の対象となる者（以下「感染者等」という。）に対する診察又は検体の採取	4,000円
感染者等の身体に直接接触して行う検査又はその他の業務	
感染者等の身体に直接接触しないで行う患者情報の聞取り、問診、検査又はその他の業務	3,000円
新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件又は付着の疑いのある物件の消毒等の処理業務	

※上記業務について、1日に複数の業務に従事したとしても、手当を重複して支給することはない。

4 施行期日

公布の日から施行する。

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和2年9月17日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第25条 【略】 附 則 1 【略】 <u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当)</u> 2 第11条第1項に規定するもののほか、職員が、<u>新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)</u>から町民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、<u>特殊勤務手当として防疫等業務手当を支給する。</u></p>	<p>第1条～第25条 【略】 附 則 1 【略】 <u>(特定職員の特別調整等)</u> 2 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、<u>その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)</u>に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれの当該各号に定める額に相当する額を減ずる。 (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第4項及び附則第5項において「最低号俸に達しない場合」という。))にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第4項において「給料月額減額基礎額」という。))</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和2年9月17日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
	<p>(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）</p>
	<p>(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第20条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得</p>

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和2年9月17日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧						
	<p>た額（最低号俸に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第4項において準用する第19条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第20条第2項に規定する割合を乗じて得た額）</p> <p>(4) 第22条第1項から第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ 第22条第1項 前各号に定める額</p> <p>ロ 第22条第2項又は第3項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額</p> <p>ハ 第22条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額</p> <p>ニ 第22条第6項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第4項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">給料表</th> <th style="text-align: center;">職務の級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職給料表</td> <td style="text-align: center;">6級</td> </tr> <tr> <td>医療職給料表（一）</td> <td style="text-align: center;">6級</td> </tr> </tbody> </table>	給料表	職務の級	行政職給料表	6級	医療職給料表（一）	6級
給料表	職務の級						
行政職給料表	6級						
医療職給料表（一）	6級						
<p>3 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において、規則で定める。</p>	<p>3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その</p>						

○美瑛町職員の給与に関する条例 新旧対照表

令和2年9月17日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
_____	<u>他同項の規定の実施に関し必要な事項は規則で定める。</u>
_____	4 <u>附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員につ</u>
_____	<u>いての第12条から第15条までに規定する勤務1時間当たりの</u>
_____	<u>給与額は、第16条の規定にかかわらず、同条の規定により算出</u>
_____	<u>した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たり</u>
_____	<u>の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたも</u>
_____	<u>ので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俵</u>
_____	<u>に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、</u>
_____	<u>その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で</u>
_____	<u>定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた</u>
_____	<u>額とする。</u>
_____	5 <u>附則第2項の規定が適用される間、第20条第2項第1号に定</u>
_____	<u>める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した</u>
_____	<u>額から、同号に掲げる職員で附則第2項の規定により給与が減ぜ</u>
_____	<u>られて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の</u>
_____	<u>1.425を乗じて得た額（最低号俵に達しない場合にあつて</u>
_____	<u>は、勤勉手当減額基礎額に100分の95を乗じて得た額）の総</u>
_____	<u>額に相当する額を減じた額とする。</u>

○北海道市町村総合事務組合同約 新旧対照表

令和2年9月17日
第6回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
第1条～第15条 【略】		第1条～第15条 【略】	
別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体		別表第1（第2条関係） 組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
石狩振興局 （11）	【略】、石狩教育研修センター組合____、北海道後期高齢者医療広域連合【略】	石狩振興局 （12）	【略】、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合【略】
渡島総合振興局 （15）	【略】、長万部町____、南渡島消防事務組合【略】	渡島総合振興局 （16）	【略】、長万部町、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
空知総合振興局 （31）	【略】、長幌上水道企業団____、南空知公衆衛生組合【略】	空知総合振興局 （32）	【略】、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合【略】
【略】	【略】	【略】	【略】
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する団体	共同処理する事務	共同処理する団体
1～7 【略】	【略】	1～7 【略】	【略】
8 【略】	【略】	8 【略】	【略】
9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤	【略】石狩教育研修センター組合____、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合____、南渡島消防事務組合【略】、長幌上水道企	9 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤	【略】石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合【略】、長幌上水道企

○北海道市町村総合事務組合理約 新旧対照表

令和2年9月17日
第6回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
による災害に対する 補償に関する事務	業団 _____ _____, 南空知公衆衛生組合 【略】	による災害に対する 補償に関する事務	業団、奈井江、浦臼町学校給 食組合、南空知公衆衛生組合 【略】
10 【略】	【略】	10 【略】	【略】

○北海道市町村職員退職手当組合格約 新旧対照表

令和2年9月17日
第6回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
第1条～第15条 【略】 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 【略】 (2) 一部事務組合及び広域連合		第1条～第15条 【略】 別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合 (1) 市町村 【略】 (2) 一部事務組合及び広域連合	
区分	一部事務組合及び広域連合	区分	一部事務組合及び広域連合
石狩管内	【略】	石狩管内	【略】
渡島管内	南渡島衛生施設組合 【略】	渡島管内	山越郡衛生処理組合、南渡島衛生施設組合 【略】
檜山管内	【略】	檜山管内	【略】
後志管内	【略】	後志管内	【略】
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、 空知教育センター組合 【略】	空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、 奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合 【略】
上川管内～ 根室管内	【略】	上川管内～ 根室管内	【略】

○北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約 新旧対照表

令和2年9月17日
第6回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条～第19条 【略】 別表第1（第3条） 【略】 北海道市町村職員退職手当組合</p> <hr/> <p>北部桧山衛生センター組合 【略】 北海道市町村総合事務組合</p> <hr/> <p>十勝中部広域水道企業団 【略】 釧路白糖工業用水道企業団</p> <hr/> <p>南空知葬斎組合 【略】 別表第2（第6条） 【略】</p>	<p>第1条～第19条 【略】 別表第1（第3条） 【略】 北海道市町村職員退職手当組合 山越郡衛生処理組合 北部桧山衛生センター組合 【略】 北海道市町村総合事務組合 奈井江、浦臼町学校給食組合 十勝中部広域水道企業団 【略】 釧路白糖工業用水道企業団 札幌広域圏組合 南空知葬斎組合 【略】 別表第2（第6条） 【略】</p>